

令和 3 年度
石岡市立南小学校長寿命化改良工事等
設計業務公募型プロポーザル実施要項

令和 3 年 4 月 19 日

石岡市教育委員会

石岡市立南小学校長寿命化改良工事等設計業務公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

この実施要項は、石岡市学校施設個別施設計画に基づき基本設計をまとめ、構造体の長寿命化や、ライフラインの更新等で建物の耐久性を高めるとともに、省エネルギー化やライフサイクルコストの低減、多様な学習内容、学習形態による活動が可能となる環境の提供等、現代の社会的要請に応じた施設に整備する実施設計を行う。また、当該小学校は、高浜小学校・三村小学校・関川小学校との統合を目指しており、児童数が増加すること、遠距離通学児童への支援として通学バスを手配することを考慮した工事が必要となる。併せて、現在水捌けの悪いグラウンドの改修工事を行う。そこで、豊富な経験と高い専門知識を有する業者から企画提案を募集し、契約を行う上で最も適した受託候補者を公募型プロポーザルにより選定するため、必要な事項を定める。

2. 業務の概要

(1) 業務名称

石岡市立南小学校長寿命化改良工事等設計業務

(2) 履行期間

契約の翌日から令和4年2月末日まで

(3) 計画建物（対象）

- ① 建物名称 石岡市立南小学校
- ② 所在地 石岡市南台四丁目1番1号
- ③ 建物用途 小学校校舎・体育館 他
- ④ 敷地面積 28,621 m²
- ⑤ 用途地域 第一種中高層住居専用地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）
- ⑥ 防火・準防火地域 準防火地域
- ⑦ 上下水道 公共
- ⑧ ガス 都市ガス

(4) 業務内容

- ① 以下の建物に係る環境に配慮した長寿命化改良工事及びそれに付随する工事、電気設備及び機械設備設計業務

用途：小学校

管理教室棟：昭和50年建築 R C造 地上3階建て 延べ面積 2,675 m²

教室棟：平成6年建築 R C造 地上3階建て 延べ面積 1,404 m²

屋内運動場：昭和53年建築 S造 地上2階建て 延べ面積 859 m²

その他：仮設校舎の設置に伴う設計業務等

② 外構工事設計業務

グラウンド整備, 排水整備, バス回転場を含む外構工事

③ 建築基準法, その他法令に基づく申請業務

④ 概算工事費 約 10 億円

⑤ 工事期間 令和 4 年度～令和 5 年度

(5) 設計見積上限額

金 81,000,000 円

3. 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は, 次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

なお, 申請書が受理されている場合でも, 要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合, 要件を満たすまで, 有資格者としては取り扱わないこととする。

- (1) 「石岡市建設コンサルタント業務入札参加資格審査申請有資格者名簿」に登録されている法人であること。
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っており, 一級建築士が3名以上在籍(直接的かつ恒常的な雇用関係)していること。
- (3) 一級建築士の資格取得後5年以上の実務経験を有する者で, 本業務の管理技術者(総括責任者)として配置できること。
- (4) 管理技術者(総括責任者)は, 平成23年4月1日から令和3年3月31日までの間に小中学校施設の建築設計業務の実績があること。
- (5) 本市や必要に応じて関係者との協議・調整に十分な能力を有し, 本業務に関連する諸条件の変更等について柔軟な対応ができること。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか, 次の各号に該当しない者であること。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は本委託業務の契約候補者決定の日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。
 - ② 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされた者。
 - ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされた者。
- (7) 石岡市又は他の地方公共団体において指名競争入札参加資格を有する場合, 指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。又は, 指名の停止を受けたが, 既にその停止期間を経過していること。
- (8) 茨城県内に本社があること。
- (9) 石岡市暴力団排除条例(平成23年8月11日石岡市条例第17号)第2条に規定す

る暴力団及び暴力団員又は暴力団員等に該当する者でないこと。事業共同組合等が参加する場合、その構成員ではないこと。

4. 全体スケジュール

内 容	日 時
公募開始 現地見学会申込み・質疑受付開始	令和3年4月19日（月）
現地見学会参加申込書締切り	令和3年4月22日（木）午後5時
現地見学会（予定）	令和3年4月23日（金）
質疑締切り	令和3年4月26日（月）午後5時
質疑回答（ホームページ公開）	令和3年5月7日（金）
参加書類（第一次審査書類）受付開始	令和3年5月10日（月）
参加書類（第一次審査書類）提出締切り	令和3年5月14日（金）午後5時
第一次審査結果通知（予定）	令和3年5月21日（金）
技術提案書等（第二次審査書類）受付開始	令和3年6月1日（火）
技術提案書等（第二次審査書類）提出締切り	令和3年6月18日（金）午後5時
技術提案書等のヒアリング（予定）	令和3年6月25日（金）
第二次審査結果の通知及び公表（予定）	令和3年7月2日（金）
最適業者との契約の締結（予定）	令和3年7月上旬

※日程等に変更がある場合は市ホームページに掲載します。

5. 実施要項等の公表・配布

- （１）令和3年4月19日（月）から実施要項及び参考資料等を市のホームページに掲載します。様式は、必要に応じダウンロードして使用してください。

<https://www.city.ishioka.lg.jp/page/page007661.html>

- （２）次に掲げる参考資料をホームページに掲載します。

- ①石岡市立南小学校長寿命化改良工事等設計業務公募型プロポーザル実施要項
- ②別記様式集（様式１～様式５）
- ③石岡市立南小学校長寿命化改良工事等設計業務公募型プロポーザル審査要領
- ④設計業務特記仕様書
- ⑤石岡市立南小学校長寿命化改良工事等設計業務第二次審査技術提案書等作成要領
- ⑥既存建物参考図（平面図，立面図等）（PDF，CADデータ）

6. 質問書の受付について

実施要項等の内容について、次により質問を受付けます。

(1) 受付期間

令和3年4月19日（月）から令和3年4月26日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書(様式1)により作成のうえ、事務局へFAX又は電子メールにより提出するものとします。なお、提出後事務局へ電話により着信等の確認をしてください。

(3) 質問に対する回答

上記の質問に対する回答について、令和3年5月7日（金）に市のホームページで公表します。ただし、質問内容が、独自の提案に関わると判断されるものは、当該者のみに回答します。

7. 現地見学会について

見学を希望される方は、令和3年4月19日（月）～令和3年4月22日（木）午後5時までに事務局に現地見学申込書（様式2）をFAX又は電子メールにより提出してください。なお、提出後事務局へ電話により着信等の確認をしてください。

(1) 見学会の日時（予定）

日 時：令和3年4月23日（金）午後4時～午後5時

集合時間：午後3時50分

集合場所：石岡市立南小学校グラウンド

(2) 注意事項

- ①公開場所は、校舎内外、屋内運動場、屋外運動場とします。
- ②見学者の名刺等をご持参ください。
- ③見学中、係員の指示に従わない場合は退去していただくことがあります。
- ④1者につき2名以内としてください。
- ⑤カメラ等による撮影は可能とするが、児童が特定されないようにすること。また、撮影した画像等は本事業以外に使用しないこと。
- ⑥見学時には本事業に関する質問は受付いたしません。なお、質問がある場合には質問書を用いて、質問書の受付期間内に提出してください。
- ⑦車で来校する場合、市職員が指定する場所に駐車してください。
- ⑧車は1者につき1台までとしてください。
- ⑨学校敷地内は禁煙となります。
- ⑩現地見学会は、新型コロナウイルス感染状況により中止する場合があります。

8. 審査方法及び内容

- (1) 本プロポーザルは、公募型プロポーザルとし二段階方式で審査します。なお、石岡市立南小学校長寿命化改良工事等設計業務公募型プロポーザル審査要領のとおり審査し優先交渉権者を決定します。
- (2) 第一次審査書類（参加意思表明書等）により技術者の資格や業務実績等について審査し、多い場合は、上位5者程度を第二次審査書類（技術提案書等）提出者として選定します。

第二次審査においては、石岡市立南小学校長寿命化改良工事等設計業務第二次審査技術提案書等作成要領に基づいた技術提案書等の作成と、プレゼンテーションを行ったのち、業務遂行能力、業務計画内容、価格等を総合的に判断し優先交渉権者を決定します。

9. 第一次審査書類（参加意思表明書等）の提出について

(1) 提出書類及び部数

次のア～エに掲げる書類を持参又は郵送にて提出してください。

- ア 参加意思表明書（様式3-1）・・・・・・・・・・・・・1部
- イ 誓約書（様式3-2）・・・・・・・・・・・・・1部
- ウ 事業者概要書（様式3-3）・・・・・・・・・・・・・1部
- エ 事業者（有資格者）状況調書（様式3-4～様式3-6）
 正本1部及び副本7部（副本は複写可）・・・・・・・・・・・・・計8部
- オ 資格要件を証明するもの
 - ・ 一級建築士事務所登録証明書・・・・・・・・・・・・・1部
 - ・ 一級建築士免許証等・・・・・・・・・・・・・各1部（3名以上）
 - ・ 管理技術者、主任担当技術者（建築）が、常勤または社員であることを証明できるもの（保険証など）・・・・・・・・・・・・・各1部
 - ・ 管理技術者（総括責任者）になる方の、一級建築士の資格取得後5年以上の実務経験を有することを証明できるもの（任意様式）・・・1部

(2) 受付期間

令和3年5月10日（月）～令和3年5月14日（金）午後5時まで

(3) 受付場所

「17. 担当窓口」のとおり。

(4) 提出方法

担当部署へ持参または郵送で提出すること（持参の場合は、受付期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除いた平日の午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は、必着とする。）

10. 第二次審査書類（技術提案書等）の提出について

（1）提出書類

技術提案書（様式4—1，様式4—2，様式4—3）

（2）提出部数

正本1部及び副本7部（副本は複写可） 合計8部

（3）受付期間

令和3年6月1日（火）～令和3年6月18日（金）午後5時まで

（4）受付場所

「17. 担当窓口」のとおり。

（5）提出方法

担当部署へ持参または郵送で提出すること（持参の場合は，受付期間のうち，土曜日，日曜日及び祝日を除いた平日の午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は必着とする。）

（6）提出書類の取扱い

- ①提出された書類は返却しません。また，参加者に無断で本事業の選定以外に使用しません。
- ②提出された書類は，プロポーザル審査のために複製を作成することがあります。また市が必要と認めた場合は提出書類の内容を無償で利用できるものとします。
- ③提出内容に含まれる特許権，実用新案権，意匠権及び商標権等，日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料，施工方法等を使用することにより生ずる責任は，原則としてプロポーザル参加者が負います。
- ④契約事業者は提案書の内容を確実に履行してください。契約事業者の責により提案書の内容を履行できない場合は発注者と協議し同等の対応を行ってください。
なお，提案書の履行状況が悪質と認められる場合は契約を解除し損害賠償の請求を行うことがあります。
- ⑤提案書の提出は，1者につき1案とします。

（7）法令等の遵守

提案に当たっては，事前に参加者の責任において関係法令等を確認してください。なお，契約後，業務実施時における法令適合の責任は，契約事業者に属することとします。

1 1. 提案者ヒアリングの実施について

技術提案書等の内容について、ヒアリングを行います。

(1) 実施日時（予定）

令和3年6月25日（金）

詳細については、別途通知します。

(2) 実施場所（予定）

石岡市役所 中央公民館会議室 2階会議室

石岡市柿岡5680番地1

(3) 出席者

実際の管理技術者（総括責任者）となる者を含めて3名以内とします。

(4) ヒアリングの内容

技術提案書等、プレゼンテーション用資料に基づく説明（20分以内）を行った後、質疑応答を行います。プレゼンテーションを含む全体の時間は30分程度とします。

1 2. 審査結果について

第一次審査及び第二次審査ともに、審査結果を決定後速やかに文書で通知します。また、第二次審査の審査結果については、ホームページ上にて公表します。なお、選考の理由、結果に対する問い合わせ、異議等については一切応じません。

1 3. 契約の手続きについて

優先交渉権者と業務内容等について協議して協議が整った後、速やかに契約を締結します。また、優先交渉権者と協議が整わない場合は、次順位の提案者と同様の協議を行い、契約を締結します。

1 4. 辞退の方法

第一次審査書類（参加意思表明書等）を提出した後に辞退するときは、辞退届（様式5）を郵送又は持参により提出してください。この場合において、参加の辞退は撤回することができません。

15. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格になります。

- ・提出方法，提出場所，提出期限に適合しないもの。
- ・記載すべき事項の全部が記載されていないもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。
- ・審査結果に影響を与える工作等，不正な行為が行われたもの。
- ・参加資格を満たさないことが判明したとき。
- ・見積上限金額を超えるとき。
- ・参加意思表明書の提出期間以後，事業者の特定の日までの手続期間中に指名停止となったとき。
- ・その他，技術提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又はこの実施要項に定める手続きによらなかったとき。

16. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語，通貨，時刻：日本語，日本円，日本標準時
- (2) 契約書作成要否：要
- (3) 提出書類等の作成及び書類等審査に際して必要となる費用は，技術提案書等の提出者の負担とします。

17. 担当窓口

部署名：石岡市教育委員会事務局 教育総務課 学校再編推進室

住 所：〒315-0195

石岡市柿岡5680番地1

電話番号 0299-43-1111

FAX番号 0299-43-1117

電子メール kyouikusoumu@city.ishioka.lg.jp